**大阪府第一種大麻草採取栽培者免許申請に係る審査基準（案）**

| **種別** | **条** | **項** | **大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等** | **審査基準（案）** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法 | １ |  | この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まつて、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。 |  |
| 法 | ２ | １ | この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。 |  |
| 法 | ２ | ２ | この法律で「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう。 |  |
| 法 | ２ | ３ | この法律で「大麻草栽培者」とは、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。 |  |
| 法 | ２ | ４ | この法律で「第一種大麻草採取栽培者」とは、第５条第１項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。 | １．栽培目的等の妥当性  大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請は認められない。  　また、事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から、製造した製品の供給までの一連の工程が事業計画として明確かつ実現可能な申請となっていること。  ２．栽培管理  （1）栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の面積、場所が事業計画の達成にとって適切であること。  　　栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること（原則として、栽培の面積が１アール（100㎡）以上であること）。  （2）栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。所有する大麻の滅失等の事故や濫用を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できること。  （3）適正に保管できる施設を備えていること。  なお、栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可を得ること。  （4）管理体制が適切なものであること。  　　例えば、日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、法人又は団体である場合は、栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各工程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること、法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていることなどが必要。  （5）大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。  　　前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないことを明らかにすること。  　　低濃度Δ９―THCの大麻草の栽培であることを担保するため、免許を与える際に播種する大麻草のΔ９―THC濃度を書類等で明らかにすること。  （6）必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。  　近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在、又は存在し得る場合、及び野生種が発生しているような地域性がある等の場合には、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受ける、又は、ビニルハウスを設置することなどによる交雑防止措置をとること。  ３．盗難防止対策  栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。大麻草の多寡に差はあるもののTHC類が含まれているものであること、Δ９―THC濃度が低い大麻草を栽培していることを前提に、以下に例示するような大麻草の盗難防止策を講じること。  ・人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、柵を設ける、又はその代わりに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完すること。  ・地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合には、柵の設置等は必ずしも要しない。  ・上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法及び日常的な監視の状況などを勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討すること。盗難防止のための措置を講じる場合にあっても、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討すること。 |
| 規則 | １ | １ | 大麻草の栽培の規制に関する法律第２条第４項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第２条第１項第１号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第２条第１５項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。  １　飲食料品  ２　化粧品  ３　建築用資材その他の資材  ４　嗜好品  ５　飼料  ６　肥料  ７　燃料 |  |
| 法 | ３ |  | 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。 |  |
| 法 | ５ | １ | 第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事の免許を受けなければならない。 |  |
| 規則 | １の２ |  | 法第５条第１項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事に提出しなければならない。  １　免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの  ２　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）  ３　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの  ４　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書  ５　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第５条第２項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書  ６　栽培地の登記事項証明書  ７　栽培地の区域を示す図面  ８　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類  ９　免許を受けようとする者が現に法第２条第３項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し  10　事業計画書  11　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び  写真  12　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類  13　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類 | 【医師の診断書】  ・医師の押印があるなど真正な診断書であること。  【宣誓書】  ・自筆で署名すること。  【栽培地の区域を示す図面】  ・栽培地の面積は、業務計画の収穫見込み量などに照らし、業務計画を達成する上で過不足ないものであること。  ・各栽培地が接続している場合は１つの栽培地とする。公道や河川等により分断されている場合でも、第三者の土地を経由しないで行き来できる場合は一つの栽培地とする。  ・屋内で栽培する場合は、各栽培地が接続しているときは一つの栽培地とし、建物の階が異なっているなど栽培地が接続していない場合は、複数の栽培地とする。  ・栽培地の面積は、作付面積を記載すること。各栽培地の作付面積及び作付面積の合算を記載すること。  ・栽培地が住宅密集地である場合は、周辺環境に鑑み、屋内栽培等、十分な管理体制、盗難防止措置を講じること。  ・交雑を避けるため、ビニルハウスなどの屋内栽培を行うか、他の大麻草栽培者の栽培地とは５ｋｍ程度の距離を取るなど必要な措置を講じること。近隣に別の栽培者が存在するか不明な場合は大阪府に照会すること。  ・大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合には持出し許可が必要であることに留意すること。他の大麻草栽培者や麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合のほか、栽培地間で移動させる場合、大麻を業務上取り扱う事務所が栽培地外にあり、その場所に移動させる場合にも許可が必要である。  【事業計画書】  ・栽培から製品の供給に至るまでの全ての工程が明確になっていること、その工程に不正な点がないこと、実現可能なものであること。  播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量が  適切であること。収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される工程が記載されていること。販売の方法、需要の見込みがあること、不特定多数への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていること。  ・大麻草の種子については、譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等を提出すること。栽培に使用したい種子の証明書等がない場合は、検査機関において促成栽培のうえ検査すること。  ・加工工程が含まれる場合は、加工許可の見込みについて、事前に近畿厚生局麻薬取締部に確認していること。  ・譲渡先について、予定されている販売先、販売量、販売価格等を具体的に記載すること。  ・大麻草から製造される製品について、具体的な品目を記載すること。最終製品が大麻、麻薬でないことを確認できる体制（検査体制、品質保証書の作成等）を加工工程として確保すること。  ・盗難防止対策については、ネットや簡易な柵の設置、「盗難注意」や「立入禁止」等の看板の設置、防犯カメラやセンサーライト、防犯ブザー等の設置、「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板の設置、定期的な巡回など適切な措置を講じること。  【業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真】  ・事務所の位置が分かる周辺地図、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真を提出すること。事務所内に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係がわかるように図面に記載し、写真を添付すること。  ・帳簿の記載など大麻を取り扱わない事務作業スペースは、栽培地内に設置してもよいが、壁や扉等により栽培地と明確に分離すること。  ・保管設備は大麻を業務上取り扱う事務所内に設置すること。  ・加工の過程で麻薬を抽出するなど麻薬を業務上取り扱う場合は、法第１２条の５の規定により適切な保管を行うこと。  【大麻草の栽培に従事する者及び業務内容の書類】  ・大麻草の栽培については、栽培者自身が、実地に管理できる状況であること。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味し、栽培業務の常勤が必要である。  ・栽培者１人で実地に管理できない場合は、補助者を雇うなど適切な措置を講じること。ただし、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできない。栽培者が不在の間、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させる、監視カメラにより栽培地の出入りを記録させる等により実地に管理することが必要である。  ・栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて栽培すること。当該従事者は栽培地付近に居住するなど実地に管理する体制を確保すること。また、栽培、保管当の一連の作業工程に係る担当、責任の所在を明確にするとともに、違反防止のため複数の人数で管理する体制を確保すること。 |
| 法 | ５ | ２ | 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない  １　第１２条の３第１項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者  ２　麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法第２条第１項第２５号に規定する麻薬中毒者をいう。)  ３　禁錮以上の刑に処せられた者  ４　未成年者  ５　心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  ６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者(第８号において「暴力団員等」という。)  ７　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの  ８　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |  |
| 規則 | ２ |  | 法第５条第２項第５号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 |  |
| 法 | ８ |  | 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の１２月３１日までとする。 |  |
| 法 | 12の3 | 1 | 第一種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第一第４２号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。 |  |
| 規則 | ７の２ |  | 法第１２条の３第１項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。 |  |
| 施行令 | 1 |  | 大麻草の栽培の規制に関する法律第１２条の３第１項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第４２号に掲げる物の重量の割合が、０．３パーセントであることとする。 |  |
| 法 | 12の3 | 2 | 第一種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至つたときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。 |  |
| 法 | 12の5 |  | 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。 |  |
| 法 | 22-2 | 1 | この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 | 免許を付与するに当たって、次のような条件を付する。  ・免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。  ・使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関において人工光下の促成栽培による分析で確認した上で、播種すること。  ・その他必要な事項 |
| 法 | 22-2 | 2 | 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。 |  |

法：大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）

施行令：大麻草の栽培の規制に関する法律施行令（令和六年政令第二百八十二号）

規則：大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号）